

日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察 — 高等学校教科書にポツダム宣言の民主主義的傾向の復活条項は どのような視点で取り扱われているのか —

*Examining the Process of Collapse in Regular Constitutional Government Procedures
as the Pre-Establishment History of the Constitution of Japan
— From What Perspective the Revival Clause of the Potsdam Declaration's Democratic Tendency Is
Treated in Japanese Senior High School History Textbooks —*

中川 直毅 NAKAGAWA Naoki

(人間発達学部)

1. はじめに

本稿では、日本国憲法の発想に至る成立前史を検証してみたい。歴史を知ることは、「時間の物差し」の尺度を知ることであり、この物差しで、世の中を測ると、今が見えて、将来が見えてくるものだと思う。将来の予測を立て、リスクを回避、拘りを捨てて発想をかえて、進路転換を図っていくことは有益である。とりわけ私たち日本国民の生活の全てに渡っての礎となる日本国憲法は、その生い立ちに不幸が重なったことから、間違っただけの条項解釈が蔓延したことがあり、凡そ主権国家としての存在に矛盾を投げかけられた時期もあった。このことは、我が国の世論が諸外国に対して、毅然とした態度がとれていない国家観にもつながっているようだ。これらの障壁を乗り越えて国家百年の計を打ち立てていく為にも、先述の知恵の源泉を探っていくことが肝要であり、国家の基本法たる憲法を国民の為に確り役立てていけるようにすべく、日本国憲法の成立の背景となった時代を大きく捉えて歴史を学んでいくことは意義あるものと考えられる。

しかしながら、どうした訳なのか、それ程歴史に詳しくないような社会人には、「昭和戦前期¹⁾は、軍国主義一色に染まり、無謀な戦争に突き進んでいった」、或いは、主義思想には余り触れずに「自存自衛のためにやむを得ず戦争に突き進むしか道はなかった」という感想を漠然と有していることが多いように思える。現代に過ごす日本人の中には、大東亜戦争²⁾の前、即ち戦前の日本国のイメージを、封建的な資本主義国家、軍国主義一色の国家、男尊女卑的な社会と自虐的に捉える者までいるのではないか。このようなイメージは如何にして抱かれるようになったのか。恐らく、戦後の平和教育の実践の結果として

1) 本稿では、原敬内閣の成立した大正7年(1918年)から、昭和20年(1945年)の今次戦争の終結までとする。

2) 大東亜戦争の呼称は、昭和16年12月12日に東條内閣において、「支那事変(日中戦争)と対米英戦争を合わせた戦争呼称」として閣議決定された。また、この際に「平時と戦時の分限を昭和16年12月8日午前1時30分とする」と決定している。現在の呼称については諸説あるが、本稿ではこの呼称で統一する。

の成果であろう。終戦後間もない頃に、GHQ（連合軍総司令部）は、当時の幣原内閣に対して、五大改革の指令を発して、併せて自由と民主主義の思想の下での新しい憲法の制定を示唆していた。その一環として、「学校教育の自由化」による戦後教育改革と、その後続く「日本国憲法の教育」を通じての米国に都合の良い平和主義の思想教育が根付けられていったと考えるからである。当にGHQによる思想洗脳的な教育が、今なお続いているのではないだろうか。

このようなことに鑑みて、本稿では、日本国憲法の成立においてその指針として大きな役割を担ったポツダム宣言において、その第10条³⁾で指摘している「民主主義的傾向の復活」を目指すとは、どの様なことを意味していたのか⁴⁾、それは昭和戦前期のどの時期であったのかを確認的に明らかにしていく。そして、民主主義的傾向を維持していこうと努力していた政治家は、昭和天皇の下でどのような役割を果たしてきたのかを解きほぐしていきたい。その上で、現下の学校教育、とりわけ義務教育後の役割を担う高等学校教育（以下、「高校教育」という。）において、どのような教授内容として伝えられているのかを検証して、将来の日本を担っていく若者に託すとの存念の下で論じていくことにする。

より具体的には、「民主主義的傾向」の存否の視点で、昭和戦前期を振り返り、その時代のポイントとなる事案について、現在の高校の歴史教育の内容と比較して、日本人としての尊厳ある学びについて結論を模索していく。なお、検証対象としている、「日本史A」の教科書は、高校教育において、近現代史の学びの薄さを改善することを目的に誕生したもので⁵⁾、近現代史に限定された記述がその特長である。

2. 問題提起として

昭和23年10月に、東京裁判⁶⁾の首席検察官を務めたジョセフ・キーナンは、離日を前

3) ポツダム宣言の第10条。「吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」

4) 大学の学則には、学校教育法施行規則第4条1項各号の事項を定めることが求められている。授業科目の名称変更に関しては、同項3号で教育課程を変更する際にも同様の措置が必要とされていることから、変更時には高等教育局長の通達による方式にて、文部科学大臣への届出が必要となる。また、新設大学や新たな学部・学科の設置については、完成年度が経過するまでの間は、学生への教育上の有効性が認められる場合を除いて、カリキュラムの変更は認められていない。よって当然のことながら、その間に授業科目名称の変更もできない。

5) 平成元年の文部大臣告示の「学習指導要領」において導入された。

6) 連合国が、昭和21年5月から昭和23年11月の間に設置した極東国際軍事法廷のこと。大東亜戦争で降伏した我が国の指導者を、連合国が一方的に「戦争犯罪人」として指定して、パリ不戦条約に問われる「侵略戦争」の是非は兎も角としても、「平和に対する罪」「共同謀議」などの国際法的には考えにくい後付けの罪を考え出して裁判をした。

にして、若槻禮次郎元首相⁷⁾、岡田啓介元首相⁸⁾、宇垣一成元陸相⁹⁾、米内光政元首相¹⁰⁾の4人を「戦前を代表する平和主義者」と称えて、自らが主催する晩餐会に招待した。この一件は、ポツダム宣言が日本の軍国主義を絶滅し、民主主義的傾向の復活を果たすべきことを目的としているのだが、この民主主義の「復活」とは何を指しているのかを、そして勝者たる米国は、何故この文言を入れたのかを考える上で、記憶に留めるべき大切なエピソードである。当にこれらは、太平洋戦線においては、連合国軍の中核をなした米国が中心となり作成したポツダム宣言において、前述の文言が挿入された理由を裏付けるものであり、我が国にも立派な民主主義の時代が現として存在していたことを顕著に証明するものである。

そして、これらの招待者に共通することは、軍部に睨まれていたというのは当然のことであったが、政治的スタンスとしても、立憲主義を政治体制の拠り所として、国際協調を是とする姿勢の下で、日本が大東亜戦争に向かって突き進んでしまった挙句に敗戦という憂き目を見るまでの間、その舵が国の滅亡に向かわないように一貫して努力をした人達である。

これらの他にも、私は、国際協調路線を提唱し、激動の1930年代に5年半に及び国際協調外交の先頭に立った幣原喜重郎元外相（戦後の首相）¹¹⁾、終戦内閣の首班であった鈴木貫太郎元首相¹²⁾、そしてテロの凶弾に倒れた濱口雄幸元首相¹³⁾らも、軍部に抗した、即ち民主主義的傾向の維持に努力した政治家であると思う。

3. 転換点の考え方

我が国の民主主義の形成は、明治時代の自由民権運動や大正デモクラシーによって培われてきた政治思想に基づいているのだが、軍部に政治が牛耳られるようになり違う方向に歩み出してしまうことになる。この方向に歩んでしまう歴史的な転換点となる事件は、通

-
- 7) 若槻禮次郎（1866～1949）。男爵、貴族院議員。大蔵官僚から、蔵相、内相、拓相を経て首相に。
 - 8) 岡田啓介（1868～1952）。海軍大将。田中義一内閣と、斎藤内閣で海相。二・二六事件で反乱軍に襲われたが九死に一生を得ている。大東亜戦争末期には東条内閣打倒と終戦工作に奔走した。口述の『岡田啓介回顧録』は貴重史料。
 - 9) 宇垣一成（1868～1956）。陸軍大将。4つの内閣で陸相を歴任し宇垣軍縮を実行。首相候補にもなったが陸軍の反対で成立一歩手前で頓挫した。外相も務めた。戦後は参議院議員。
 - 10) 米内光政（1880～1948）。海軍大将。連合艦隊司令長官、7つの内閣で海相に就任し、半年ほど内閣も率いる。開戦に反対し続けて、終戦工作にも岡田大将に積極的に協力する。
 - 11) 幣原喜重郎（1872～1951）。外交官で男爵。1924年～1927年、1929年～1931年と通算5年半の間に外相を務めて親英米路線の外交を行う。幣原協調外交と呼ばれている。戦後二つ目の内閣の首相となって、日本国憲法の制定に尽力した。新憲法下での衆議院議長なども歴任。
 - 12) 鈴木貫太郎（1868～1948）。海軍大将。連合艦隊司令長官、海軍軍令部長を経て、侍従長、枢密院議長。二・二六事件で反乱軍に銃撃され重傷を負ったが一命を取り止める。昭和天皇の信任篤く、軍部の再度のクーデターなどが予想される中、首相となり、身命を投げ打ってポツダム宣言を受諾し、終戦に導く。
 - 13) 濱口雄幸（1870～1931）。大蔵官僚。加藤高明内閣の蔵相、第一次若槻内閣の内相、第27代首相。濱口内閣では、ロンドン軍縮条約の締結や金解禁を行うも、一部右翼の反感を買い、昭和5年11月東京駅でテロを受け重傷、その後死去。

説として「ロンドン軍縮条約」「二・二六事件」、そして「満州事変」とされている。

確かに歴史的な転換点はその通りだと思う。しかしながら、当時の国法たる大日本帝国憲法（以下「明治憲法」という。）の運用における歴史転換の強い作用力の働きからの視点としては、「天皇の立憲的政治と統帥権の在り方」、および「政党政治の後継としての斎藤内閣、岡田内閣の取り扱い」であると考えている。本稿では、これらを昭和戦前政治史の転換点の要素として捉えて、当該理由とその意義を検証していくことで、ポツダム宣言がいうところの「民主主義的傾向の復活」とは何を指すものか否かにつき検討を進めながら、将来を担う若者が学んでいる高等学校教科書「日本史A」の記述にも考察を加えて、本稿の表題のテーマとして迫っていくことにする。

4. 昭和戦前期を振り返る

ここでは、大日本帝国の立憲政治体制の下で、本格的な政党内閣としてスタートした原敬内閣の前後から、大東亜戦争が終結するまでの間の昭和戦前期の政治史を民主主義的傾向を意識して振り返ってみる。

4-1 韓国併合からシベリア出兵まで

韓国併合による国土拡大に伴う、陸軍の二個師団増設要求に端を発した政治的混乱は、護憲運動につながり、長期に政権を担っていた藩閥の桂太郎首相¹⁴⁾を引きずり下ろし、政界再編が図られる大正政変に繋がった。新しく内閣を率いた海軍軍人の山本権兵衛¹⁵⁾（第1次内閣）は、護憲勢力を背景に、軍部大臣現役武官制¹⁶⁾を廃止し、陸軍の力を削ぎながら海軍の艦隊増強を目論みつつ、文官任用令を改正し、各省次官や知事などの高級官僚を政治任用とした。上昇志向の官僚を政党に組み入れることで、政党に政策遂行能力を備える手段を講じたのである。これによって政党政治の基礎体ができたといえよう。行政改革に成功した山本内閣ではあったが、その後、海軍装備品の贈収賄事件であるシーメンス事件でいとも簡単に総辞職している。

大正3年（1914年）に第一次世界大戦（以下、「欧州大戦」という。）が始まり、英国がドイツに宣戦すると、日本は、欧米諸国が行ってきたことと同じように、ドイツが有する中国や太平洋における権益を狙って、日英同盟を根拠に参戦した。併せて、日露戦争後にロシアから継承した大陸権益の期限が迫る中、その延長を狙って中国の袁世凱政権に強

14) 首相在任期間は、安倍首相に抜かれるまで、桂太郎首相の通算在任期間2886日が最長期間であった。因みに安倍首相は通算3188日で最長、連続でも第2次以降の安倍内閣で2822日と、何れも憲政史上最長期間である。

15) 第一次山本内閣は、行政改革の実施、軍部大臣現役武官制の廃止、文官任用令の改正と、憲政擁護運動を背景に、輝かしい実績を積んだ。

16) 軍部大臣（陸軍大臣と海軍大臣）の就任を現役の大將又は中将に限定するとした制度。現役の武官に限られており、文官や予備役軍人、退役軍人は就任できないとされており、現役軍人が推薦されないと組閣できず、また軍部大臣が辞職してしまうと内閣に欠員が出来て総辞職せざるを得なくなり、それらのことから、後に軍部によって内閣の生殺与奪的な制度となってしまった。

気の要求を行ったが、逆に、返す刀的に対華21箇条の要求として国際問題化されてしまい、国際的な信用を落とす愚策となってしまった。この間に社会生活では、スペイン風邪が世界的な大流行を引き起こし、日本でも3年間に亘り約39万人¹⁷⁾もの死者が出ている。

欧州大戦の残務事案のようなシベリア出兵問題¹⁸⁾では、英国からの救出作戦としての共同出兵依頼によるものではあったが、明治憲法が定める統帥大権の規定の欠陥が白日下に晒される事態となってしまった。まさに外交としての政治判断により出兵の決定がなされたのであるが、いざ出兵後の作戦となると統帥権の専管事項となって、政府には適時の軍事情報は入らず、作戦への意見も言えずで、身動きできないまま、欧米諸国が相次いで撤退する中、撤兵のタイミングの決定と実施に大幅な遅れを来たした。その結果、我が国は、軍隊の統帥が独立していて、国務を決定できないような国として欧米諸国の記憶に留まってしまう。これは欧州大戦後における「国際協調の中で、日本に対する信頼と不信の根源となっていく」¹⁹⁾もので、逆にこのことを払拭することが外交の基本路線とされた。

4-2 国際的迷走を経て民本主義の時代へ

欧州大戦終了後にパリ講和会議が行われ、ベルサイユ講和条約が調印された。国内では米騒動による世相不安が広がった上に、大戦好景気の反動としての戦後恐慌が思わぬ大きな傷を国民生活に与え、世相騒然との感があった。そこに、大正12年（1923年）9月1日に関東大震災が起り、自然災害が追い打ちをかける形となってしまった。

この頃になると、先の護憲運動による国民の思想的発展は、吉野作造が提唱した民本主義²⁰⁾の考え方の普及による政治の民主化要求の動きも背景となって、社会運動として広まっていく共に、労働問題も頻発するようになっていた。民本主義は、美濃部達吉博士²¹⁾の天皇機関説²²⁾と相俟って、立憲的思想を支えるもので、その後の憲政の常道としての政治姿勢に繋がるものである。この様な社会環境下における社会不安の顕在化は、もはや国民との接点を意識しないような内閣では一時も存続できないことが明白となり、国務を舵

17) 世界的パンデミックが起きたが、日本でも、内務省衛生局の流行性感冒調査によると、感染者数2380万人、死亡者約39万人と記録されている。内務省衛生局編『「スペイン風邪」大流行の記録』平凡社東洋文庫 2008年 104頁参照。

18) ロシア革命で帝政ロシアが崩壊しその後の臨時政府も、レーニン率いるボリシェビキの蜂起で再び崩壊し、史上初となる社会主義国家としてのソビエト政権が誕生した。そのような中で日本がシベリアに出兵したのは、シベリアに抑留されていたチェコスロバキア軍に対する人権擁護的な救出機運が高まって、その救出作戦として、英国から共同出兵を頼まれ米国も同調したことから決意したという経緯がある。

19) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 134頁

20) 民本主義とはデモクラシーの訳語で、国民主権の民主主義とは異なる。主権の存在意義は問わず、多数国民の福祉に寄与する政策を行ない、その政策決定は民意に基づくものとしている。天皇を頂く日本においては、天皇主権の下での立憲的な民主政治のことと解せる。

21) 美濃部達吉（1873～1948）。憲法学者。東京帝国大学名誉教授、貴族院議員。戦後の憲法学の権威と一部では認識されている宮澤俊儀（1899～1976）東京大学名誉教授は美濃部博士の直弟子。

22) ドイツの公法学者の国家法人説から発展し、統治権の主体は法人として国家に帰属し、天皇は国家の最高機関として憲法に従って統治権を行使するとする学説。昭和天皇もこの学説を肯定しておられた。

取りする首相の引き受け手も、藩閥勢力の人材では見つからなくなった。このような政治情勢下で、国民に選挙で選ばれている衆議院第一党の立憲政友会の党首として、議会で議席を持つ原敬²³⁾にお鉢が回ってくることとなり、その結果として「本格的な」というよりは「結果としての政党内閣」²⁴⁾が誕生した。大正7年（1918年）のことである。

原敬内閣では、原首相の人的魅力に加えて、老練な手腕による個性的リーダーシップが遺憾なく発揮されている。明治憲法下での首相の役割は、衆議院で多数派を構成しているだけでは十分ではなく、「政府内の分立した諸機関に影響力を行使」²⁵⁾するという困難なことも熟しておく必要があった。リーダーシップを発揮するためには人柄や政策力において人々の尊敬を集める努力が不可欠だと思うが、原首相はこの点に秀逸的に優れた感性の持ち主であった。元勲、宮中、議会、そして各省庁をバランスよくコントロールすることに優れ、大宰相としての器を十分に備えた人物であった。

原首相は、政治と行政の協働を目指して、文官任用令を再び改正し、各省次官を政治任用職として、政党政治家の影響力を高めることにした。長らく行政経験を積んできた官僚から、政党政治家である大臣の意中の者を任用できるようにして、政策立案とその実行を可能ならしめたのである。また、勅任参事官（後の参与官）を設けて、政治家に行政経験を積ませるためのポストとして取り扱うこととしたが、これは現代でいうところの副大臣や政務官の役割に似ている。これら一連の政策は、政治指導のガバナンス体制の構築を目指したものであるが、現代日本の官邸主導の人事の実現に似た考え方である。

原内閣は、様々な外政と内政での実績を残し課題も浮き彫りにしている。外政では、国際連盟の発足に合わせて常任理事国となり、連盟事務局長に新渡戸稲造を就任させたが、一方では、国際会議で唯一頼りの英国から²⁶⁾、日英同盟の自然消滅を通告されてしまい、米国でも排日移民法²⁷⁾が成立して日米間がぎくしゃくしていった。

このような国際的な閉塞感の中で、米国からワシントン軍縮会議の招請があり、日本は、国際協調の姿勢を働き掛け得る切っ掛けとして捉え、そして満州などでの日本の権益を欧米に認めさせる好機とも考えて、これらに意識して参加することとし、大正11年（1922年）2月に一連の条約が締結された²⁸⁾。その結果は思惑通りで、国際協調体制の幕開けとなり、原内閣はこれにて欧米諸国の対日不信を取り除くことに成功した。

23) 原敬（1856～1921）。第19代内閣総理大臣。外務次官を経て、立憲政友会に所属し衆議院議員。通相、内相、司法相などを歴任。立憲政友会総裁。爵位の拝受権利者であったが、これを意識的に辞退して結果として平民であったことから「平民宰相」と呼ばれた。大正10年（1921年）11月4日、東京駅丸の内南口コンコースにて、鉄道省の駅員であった青年に暗殺された。

24) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 144頁

25) 米山忠寛『昭和立憲制の再建』千倉書房 2015年 35頁

26) 現代における米国との「日米安全保障条約」を軸とする外交・防衛政策を彷彿させるものである。

27) 日系移民の土地所有を制限する米国の法律。

28) ワシントン軍縮会議は、海軍軍縮条約、太平洋における各国領土と権益を保障する四カ国条約、中国の領土保全・門戸開放を定めた九カ国条約の一連の条約を合わせて締結したもので、一般的にこのように総称されている。

一方の内政では、顕著な成果を挙げたものとして、大正8年（1919年）3月に衆議院議員選挙法を改正し、小選挙区制を導入し、選挙権の納税要件も緩和して、翌年5月の総選挙で与党立憲政友会は絶対的多数を占めて、政治の安定に寄与せしめた。もっとも、国民が望む普通選挙制度の導入には極端に消極的であった。

そして教育政策では、大学令²⁹⁾を改正して私立大学を大学の仲間に入れ、国内産業の生産性を高める観点から、中等教育、高等教育への進学率の向上に取り組んでいる³⁰⁾。また、社会政策の分野についても、積極的に政策課題として取り組んでおり、内務省社会局を新設して、職業紹介制度、健康保険制度³¹⁾を管掌させ、労使関係を軸とする労働政策も専門組織を組成して対応させている。これらの政策はその後の政党内閣の中心に据えられるようになった。もっとも、経済政策については、大正9年（1920年）3月の株価暴落で戦後恐慌に対する財界救済に奔走することとなり、平民宰相のイメージから乖離した財界傾注の政策が、普通選挙制度の導入反対の姿勢と共に、国民の評判もその成果も芳しいものではなかった。「政党による国民からの選出勢力という代表制と、官僚出身者による政策立案能力という専門性」³²⁾を持ち得た原内閣も、その後大正10年（1921年）年11月4日、原首相が京都への移動のために訪れた東京駅で暗殺されてしまったこと³³⁾、その終焉をみる。

原内閣のこの時期は、その後の加藤高明内閣から始まる憲政の常道による政党内閣の時期とも重ねて、「第一次世界大戦後の『新日本』が第二次世界大戦後の民主的で平和志向の日本を基礎づけている」³⁴⁾と米国の歴史学者などからも評価されている。

4-3 憲政の常道と政党政治の時代へ

原敬亡き後の立憲政友会は人を得ることができず、党のガバナンスは惨憺たるもので、国民からの政党支持の流れは変わり、そのお鉢は加藤高明率いる憲政会（後の立憲民政党）に取って代わられた。その間にも、関東大震災（大正12年9月1日午前11時58分）が発生し、帝都東京を中心に大混乱する中で成立した第二次山本権兵衛内閣が、震災復興を進めることになった。その後貴族院出身の清浦圭吾が組閣したものの、特権内閣として世論から強烈な逆風を浴びた。その頃、後に憲政の神様とされた尾崎行雄や犬養毅らによって、男子普通選挙制度の導入が叫ばれ、二度目の憲政擁護運動が大いに盛り上がった。大正13年（1924年）にはいわゆる護憲三派による連立の加藤高明内閣が成立した。

29) 勅令により法制化。大正8年（1919年）4月施行。法制度上の帝国大学とは別の大学組織として設置可能となり、官公立の実業学校や私立の専門学校が大学に昇格したが、帝国大学とは別種の大学として位置付けられていた。原内閣の高等教育機関の充実政策の一環。

30) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 148頁

31) 日本の健康保険制度は、ドイツの疾病保険法をモデルとして、1926年（大正15年）に施行された。一部（保険給付および費用負担）は1927年（昭和2年）に施行。当初は疾病保険と災害補償を兼ねた保険で、工場法および鉱業法の適用事業所に適用。

32) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 154頁

33) 東京駅丸の内出口に今もその場所が示されている。

34) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 179頁

加藤高明内閣は、経済低迷が続く中、労働運動が大衆化する過程で社会構造改革の実現を目指して、より世論の国政反映が肝要と考え、男子普通選挙制度の導入に積極的に取り組んだ。大正14年（1925年）に衆議院議員選挙法および治安維持法とを同時に成立させている。この組み合わせについては、民衆寄りの政治家の加藤高明が率いる内閣としては、いささか疑問に感じる訳である。悪法の誹りを免れない治安維持法ではあるが、当初はその対象をコミンテルン思想に基づく国家転覆の意図などに限定しており、穏やかな運用であって後の悪法のイメージは少なかった。当時は、ロシア革命が起こってソ連が誕生したが、共産主義思想は殆ど理解されておらず、現代風に言えばイスラム原理主義と、いわゆるISのイスラム過激主義者とを迷惑にも混同して、当初は誤解が故の恐怖とされていた様なものである³⁵⁾。よって、加藤内閣が治安維持法と合わせて制定したのも、当時の感覚では穏健で妥当な動きであった。

その後、加藤は二度目の組閣を果たし、労働組合法や労働争議調停法の成立を目指しての議会提案の準備をし、知事公選制などの地方自治再編も企図するなどしていたが、議会開会中に体調を壊し、急死してしまう。日本の民主主義が根づいていく段階での死去であり、原敬の暗殺といい、日本にとっては不運な出来事であった。

ようやく世界が平穏な方向へ向かい出した矢先の、昭和4年（1929年）10月に、ニューヨーク市場での株式の大暴落に端を発して、世界恐慌が世界を席卷した。死去した加藤前首相の後を継いだのが、憲政の常道に則って、与党憲政会の若槻禮次郎が、前内閣の閣僚を全員留任させる居抜き内閣を組織した。加藤前首相がやり遂げられなかった、労働立法の内、労働組合法は、財界の立場に近い立憲政友会などの反対で廃案となったが、労働争議調停法は成立している。その他は政党間の政争への対応に追われて、有効な政策提言力に欠ける内閣でもあった。その様な中で、台湾銀行の震災手形の不良債権化の手續問題で、片岡直温蔵相の失言³⁶⁾による銀行取り付け騒ぎに端を発する金融恐慌が起こった。ここで若槻内閣は、緊急勅令を以て政府補償の下で日本銀行による非常貸し出しという切羽詰まった対応を行なったが、国民世論から激しく批判され、枢密院でも反対され行き詰って総辞職となった。国民の政治不信は深まる一方であった。

ここで、憲政の常道について説明する。明治憲法の下での、天皇大権による内閣の首班の任命は、民意が反映されている衆議院の第一党の党首に対して行うべきであり、失政等で政権交代の事態に陥ったような場合は衆議院を解散し総選挙を以て政権交代を図っていくとの考え方に基づく、政党政治に係る憲法習律による慣例のことである³⁷⁾。

その後は、憲政の常道に則って、立憲政友会の田中義一内閣が成立し、大蔵大臣に首相

35) その後のマスコミ報道などにより今は正しく認識されている。

36) 昭和2年（1927年）3月14日の衆議院予算委員会で、実際は破綻していないのに、「東京渡辺銀行がとうとう破綻を致しました」と失言してしまった。

37) 中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年 26頁を参照。

経験のある高橋是清³⁸⁾を迎えて対応した。野党となった憲政会も、総裁の若槻前首相が大蔵官僚の出身でもあったことから、国難に対応するとの姿勢で協力をを行い、高橋蔵相も、支払猶予措置（モラトリアム）を実施するなどして³⁹⁾、恐慌状態を沈静化に導いた。

ようやく一息というところで、外地で大きな事件が起こる。いわゆる満州某重大事件である⁴⁰⁾。その再発防止と真相究明の対応で、田中義一首相は、その対応の杜撰さを、昭和天皇から直接に叱責⁴¹⁾を受けるに至り総辞職した⁴²⁾。

憲政の常道に基づいて政党内閣は続き、憲政会が政友本党を吸収する形で誕生した立憲民政党が政権を担うことになり、昭和4年（1930年）7月に同党総裁の濱口雄幸に内閣総理大臣の大命が降下した。濱口内閣は、元日銀総裁の井上準之助蔵相の指揮の下、金融の国際的信用の維持のため金本位制の復帰を図るべく金解禁を実施する。しかし時悪くして世界大恐慌と軌を一にしてしまい経済的に大ダメージを受けることになった。このように内政の失政は、農村の疲弊を始めとして、失業者は巷に溢れ「大学はでたけれど」などと学卒者も適職どころか仕事に就くことも困難な状況を招いてしまい、日本経済は危機的状況にあった⁴³⁾。そのような中でも、女子教育に立憲政治教育を導入し、貴族院の反対で廃案となったものの婦人公民法案や労働組合法案なども衆議院については通過している。一方の外交では、親英米派の幣原喜重郎が引き続いて外務大臣となり、いわゆる幣原協調外交を展開する。幣原外相は1924年から1931年までの長き間その立場に立っている。

昭和5年（1930年）には、国際協調の考え方の下で、海軍力の削減、とりわけ多数の建艦が必要な補助艦の制限は、経済大恐慌下で財政の逼迫度が増す中、大いに助かる話でもあったことから、米英両国との間で軍縮に合意することとして、ロンドン軍縮条約が締結された。ところが、事前に了解していた対米英との補助艦削減比率が微妙⁴⁴⁾に違ってい

38) 高橋是清（1854～1936）。子爵。日本銀行総裁から、山本内閣、原内閣で蔵相。半年ほど首相にもなり、田中内閣で首相経験者として蔵相。その後も斎藤内閣、犬養内閣で蔵相を務めるものの、二・二六事件で、クーデター部隊に機関銃を乱射され死亡。近代日本を代表する財政家で、その政策は高橋財政といわれている。

39) 銀行店頭に片面だけ印刷した急造・大量の札束を積み上げるなど、預金者を安心させる施策も講じられた。

40) 張作霖爆殺事件ともいう。昭和3年（1928年）6月に事件発生。日本は満州での権益保持のため、満州軍閥の有力者である張作霖の協力を得ての外交を展開していたにもかかわらず、一部軍人の暴走で張作霖を爆殺せしめられるという不幸な事件である。

41) 「首相と陸相の話は違うではないか」「田中の言うことは、ちょっとも分からぬ。田中から再び聞くことは嫌である」と申された。後に若気の至りとして反省されていたようである。寺崎英成編著『昭和天皇独白録』文藝春秋 1995年 27～28頁

42) 田中首相は、元老西園寺公望の助言もあって、真相の公表と厳重処分を決意し、その旨を天皇に上奏した。しかし、閣僚や陸軍が世論を気にして反対したため、首謀者の河本大作大佐を停職に留めて有耶無耶にした。この前言を覆す方針転換を巡って田中首相は天皇の不興をかい、総辞職し、その後体調を壊し死去した。

43) 中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年 29頁を参照

44) 当初会議のタタキ台は、先のワシントン会議に準じて対米英比率10対6であったが、日本は10対7を要求して会議での交渉は長引いたが、粘り粘って10対6.975とした。これに軍部は「7でもギリギリなのに6.975とは何事ぞ」と激怒した。

たのに政府が調印したことから、海軍軍令部は統帥権の侵犯であるとして、野党の立憲政友会と組んで、憲政上の越権行為として問題視した。条約批准の審査をする枢密院も憲法上の疑義有りとして反対し、濱口内閣は調印したものの批准ができず、国際的信用の失墜も避けられない窮地に陥った。しかしながら、昭和天皇は条約批准を求めておられ、その旨⁴⁵⁾を駐日大使にも述べておられる。天皇の意向に意を強くした濱口首相は元老西園寺公望と組んで、枢密院の抜本的改革案を提示して対抗したことから枢密院も怯んで、批准に決した。全くの危うい政治状況であった。この一連の事件で不興を買った濱口首相は、同年11月に統帥権干犯に憤慨した右翼に東京駅で狙撃され重傷を負い、その傷が仇となり翌年死去した。その後、第二次若槻内閣が成立した。

4-4 政党政治の凋落と軍部の台頭

社会不安が広まる中、昭和6年（1931年）9月18日に、日本が経営する南満州鉄道⁴⁶⁾の線路が柳条湖付近で爆破され、未だに真偽は不明で諸説あるが、当時の現地日本軍は、中国軍の仕業として関東軍を派兵することとなり、中国軍との間で激しい戦闘が交わされて、満州事変が勃発した。若槻内閣は、早速に「事態不拡大」「局地解決」の方針を閣議決定したが、統帥権の存在から軍令は別物として、現地の関東軍は政府の意向に構うことなく事態を拡大させていった。しかも朝鮮駐屯軍までもが独断で満朝国境を越えて進軍する有様であり、結局のところ、政府も渋々の事後了解で予算措置を講じて容認している。

中華民国の蒋介石政権は、国際連盟に侵略として提訴した。もっとも、欧米諸国でもとりわけ米国の國務長官などは、ロンドン軍縮条約の交渉団として心を通わせている、若槻首相や幣原外相を信頼して動こうとはしなかった。しかし事態の改善はみられず、常任理事国を務める国際連盟との関係も揺らいでいく。そのような中で、再び一部軍人によるクーデター未遂の三月事件⁴⁷⁾が起り、政治家らの不安な気持ちは最高潮に達していく。そして、昭和7年（1932年）1月に上海など租界地区にも戦火が及ぶこととなり、欧米諸国の権益が直接侵害されるようになると、国際的な信頼は失墜するどころか批判的的となっていく。しかし政府は、外務省ですらこれらの逐一の情報には疎く事が起こってから知るようなこともある始末であった。

相次いで陸軍青年将校によるクーデター未遂事件⁴⁸⁾が起り、昭和7年（1932年）2

45) キャッスル米国大使に「条約成立の上は各国、殊に日英米三国は条約の精神によりますます提携して世界平和を増進したきこと、関東大震災後の復興はアメリカの援助によるどころが多く、早期に復興事業が完成したことは悦ばしい」と述べられている。清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 178頁引用。

46) 南満州鉄道株式会社。1905年のポーツマス条約でソ連が有していた東清鉄道が譲渡され、日本の特殊会社となった。満州の権益保全とその発展に寄与した。日本の敗戦後に解散し、ソ連と中華民国に引き渡された。

47) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 187頁

48) 三月事件と十月事件。昭和6年（1931年）の三月事件は、右翼活動家の橋本欣五郎陸軍中佐が率いる過激青年将校の秘密結社桜会が、宇垣一成内閣樹立を目論んで、右翼の大川周明らと結託して起こしたクーデター未遂事件。十月事件は、同年10月に、今度は、桜会が同じく大川周明らの右翼と共に、政党内閣を倒して陸軍中將の荒木貞夫を首班に擁立し、国内改造を断行しようとしたクーデター

月には財界人を狙ったテロ、血盟団事件⁴⁹⁾が起り、井上前蔵相らが暗殺された。そして同年5月には、五・一五事件が起り、海軍青年将校が犬養毅首相を自宅に襲撃して暗殺してしまう。首相の奉請権を有する元老西園寺公望は、外交に腐心し内政を憂い、世相が騒然とする中であっても、憲政の常道に則り政党総裁を首班とする内閣を考えていた。しかしこの様な異常な状況では、政党政治家に政権を任すには心許なく、人は得られないと判断⁵⁰⁾するに至った。したがって一時的な措置として、穏健な予備役軍人の首相の下で、政党から送り出す大臣が国務を遂行していく挙国一致内閣を目指すこととした。その後この体制は、斎藤内閣、岡田内閣と続くことになる。

大臣ほかの出身・所属の分類

斎藤内閣 (1932年5月～1934年7月)				岡田内閣 (1934年7月～1936年3月)			
内閣総理大臣 斎藤實 退役海軍大将				内閣総理大臣 岡田啓介 退役海軍大将			
	大臣	政務次官	参与官		大臣	政務次官	参与官
外務大臣	官僚	衆院議員・無所属	衆院議員・民政党	外務大臣	官僚	衆院議員・無所属	衆院議員・民政党
内務大臣	貴族議員・民政党	衆院議員・民政党	貴族議員	内務大臣	貴族議員	貴族議員	貴族議員
大蔵大臣	民間・政友会	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	大蔵大臣	民間・政友会	貴族議員	衆院議員・政友会
陸軍大臣	現役軍人	貴族議員	衆院議員・無所属	陸軍大臣	現役軍人	貴族議員	衆院議員・無所属
海軍大臣	現役軍人	貴族議員	衆院議員・政友会	海軍大臣	現役軍人	貴族議員	衆院議員・政友会
司法大臣	官僚	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	司法大臣	官僚	衆院議員・政友会	貴族議員
文部大臣	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	衆院議員・民政党	文部大臣	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党
農林大臣	貴族議員	貴族議員	衆院議員・政友会	農林大臣	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会
商工大臣	貴族議員	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党	商工大臣	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党
逓信大臣	貴族議員	衆院議員・政友会	貴族議員	逓信大臣	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	衆院議員・民政党
鉄道大臣	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	鉄道大臣	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会
拓務大臣	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党	拓務大臣	貴族議員	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党
内閣書記官長	官僚	法制局長官	官僚	内閣書記官長	官僚	法制局長官	官僚

・陸軍大臣及び海軍大臣は、軍部大臣現役武官制により現役の大将・中将がその任につく。
 ・政務次官は、明治憲法下の勅任官で、大臣を補佐し、政務に参画して議会交渉を担当する。1999年1月に廃止された現憲法下の政務次官とほぼ同様の職務。参与官は、政務次官の下で、勅任官として大臣の補佐及び議会との交渉などを担当する。現在の制度では、大臣政務官のような職務。政務次官も参与官も、貴族院・衆議院議員から政治任用される。序列は、「大臣→政務次官→各省次官→参与官」である。
 ・内閣書記官長は、現在の制度では内閣官房長官に該当するが、国務大臣ではない。内閣書記官長も法制局長官も政治任用の為、政治家がその任に就くこともあった。
 ※「衆院議員」は衆議院議員、「貴族議員」は貴族院議員の其々の略としている。また、政友会は立憲政友会、民政党は立憲民政党のこと。
 ※大臣等の所属は、内閣の途中で交代する者もいたが、当該内閣の期間内で一番在任が長い者の所属を記載している。

世論の大方の予想に反したこの暫定措置は、退役軍人を首相にして軍部の抑え込みに期待し、穏健派の退役海軍大将の斎藤実に白羽の矢を立てたのである。斎藤首相は、「立憲政友会と立憲民政党の協力を得て、閣僚に政党人を配して自らの使命は、あくまでも暫定的で、直面する危機的状況を緩和すれば再び政党内閣に政権を戻すものと理解⁵¹⁾した上で国政の任に当たった。元老西園寺公望も、木戸内大臣らの重臣らもそのように考えていた。この内閣は、上表の通り、閣僚12名のうち5名が政党政治家で、政務次官と参与官はその殆どが国民から選ばれた衆議院の代議士である、当に「立憲政友会と立憲民政党の

未遂事件。

49) 日蓮宗僧侶の井上日召率いる右翼政治結社の血盟団が社会変革を唱え、一人一殺を叫んで、井上準之助前蔵相、三井財閥経営トップの三井合名会社団琢磨理事を暗殺した事件。

50) 昭和天皇も人格者を求めていたが、与党政友会の後継総裁の鈴木喜三郎は、右翼との繋がりが警戒されている人物で器ではないと思われていた。

51) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 187頁

政民連立内閣である」⁵²⁾と評されることもあるが、筆者はこれを妥当な評価だと考えている。

前内閣は、そもそも当時の中国では外地の感が強かった満州の地に独立国家を打ち立てんとする動きには、不戦条約などの国際条約に反する恐れありと消極的であった。しかし斎藤内閣ではその動きに理解を示して、昭和7年（1932年）9月に、関東軍の意向を踏まえて、「王道楽土」「五族協和」を国是とする満州国が建国宣言すると、即刻承認した。そして日満共同防衛などを定めた日満議定書⁵³⁾を締結している。このタイミングは、満州の状態を調査に来た国際連盟のリットン調査団の存在すら無視する形となり、中国に諸権益を持ち、日本の満州での権益確保にも一定の理解を示していた欧米諸国を、決定的に敵に回すことになってしまった。これを機に、昭和8年（1933年）2月に国際連盟を脱退し、国際的な孤立が確定化していく。内政については、衆議院議員選挙法を改正し、買収罪・連座制などの選挙運動規制の強化や、選挙公報の利用など費用負担の軽減などを意図して選挙公営の幅を拡大した。そして、「高等文官分限令や巡査分限令が制定され、政権交代時の人事異動が末端の警察官までに及んでいたことが改められ⁵⁴⁾、結果的にではあるが、大蔵省と並んで大きな権限を有していた内務省の力は低下していく。この内閣の内政における仕事ぶりは、「時宜に適していて、大体の空気が和らいできた」⁵⁵⁾と一定の評価をされる中、好事魔多しで、帝人事件⁵⁶⁾により政府批判が高まり総辞職する。

斎藤内閣の退陣後、政党間では政権獲得の駆け引きが続く中、政党内閣の復活も模索されたが、一方では「斎藤内閣に近い挙国一致内閣」の気運も高まり、結局のところ、退役海軍大将の岡田啓介⁵⁷⁾に首班の大命が降下した。昭和9年（1934年）7月に岡田内閣が成立する。今回も閣僚の過半を政党政治家が占めており「政民連立内閣」の様相を呈している内閣であり、もちろん政務次官、参与官の殆ども衆議院の代議士であった。もっとも、岡田内閣の誕生の際は、国外では軍縮や満州の問題が累積しており、内政でも経済恐慌から十分に立ち直っておらず、農村の疲弊には有効な手が打てずに深刻度は増しており、内憂外患の状態を取り巻く環境は猛烈に悪かった。

この様な中で、北一輝らの社会革命家は急進的な社会変革を唱えて、それに共感した陸軍の一部青年将校の間に過激な思想が拡大し、帝国議会でも右翼の台頭によって天皇機関

52) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 188頁

53) 満洲における既得権益の維持。共同防衛の為の関東軍の駐屯。中央政府に国政参与を配置し、地方官僚に日本人を登用し、その任免には関東軍司令官の推薦・同意が必要などを定めている。

54) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 192頁

55) 元老の西園寺公望の言葉。

56) 帝人と大蔵省、政治家を巡る疑獄事件。帝人社長や台湾銀行頭取、大蔵省の次官・銀行局長ら全16人が起訴されたが、結局は全員が無罪となった。現在では右翼の策謀による倒閣目的でつち上げ事件とみられている。

57) 岡田啓介。海軍大将。ロンドン軍縮会議において「国際協調」との立場を貫き、海軍内の反対派を抑えその取りまとめに奔走した。また、東条英機内閣の倒閣運動や、大東亜戦争の終戦工作に積極的にかかわっている。

説問題が起こっている。天皇機関説⁵⁸⁾は、明治憲法下の通説としての考え方であったが、右翼の激しい非難に会い、屈服した岡田内閣はやむを得ず国体明徴声明⁵⁹⁾を出さざるを得なくなった。そして遂に、昭和11年（1936年）2月に、陸軍青年将校の率いる陸軍部隊が国家改造を旗印に政府転覆を企図したクーデターを起こした、二・二六事件⁶⁰⁾である。事件を起こした青年将校は、彼らに同情する陸軍大臣を通じて、昭和天皇に昭和維新の決行を訴えようとした。しかし意に反して、昭和天皇はその陸軍大臣に向かって、「何故そのようなものを読み聞かせるのか、速やかに事件を鎮圧せよ」と命じて、「為さぬならば、朕自らが近衛師団を以て鎮圧する」とまでも発言され、同調などはもっての外として完全拒否の意思を示めされた。その後陸軍および海軍と政府は彼らを「叛乱軍」として武力鎮圧を決意し事件は収束する。

事件後に、政党政治の中心をなす政党政治家は、クーデターを恐れて委縮していく中、軍部の発言力はいよいよ強まり、しかもこの間の内閣は短期間で度々変わることであり、官僚の政治任用も裏目に出てしまい一貫性がなくなっていく。外交については、外務省による政府外交と統帥権を盾にとつての軍部外交の二頭立ての様相を施すようになっていた。このような中で、昭和11年（1936年）にワシントン条約が失効し、ロンドン軍縮条約からも脱退し、国際社会での孤立を益々深めながら、外交は制御不能の状態に陥ってしまい「決められない国家」の烙印を押され、国際的信用を失墜させることになった。

その一方で、政党には、「昭和戦前期には、官僚から次のステップとして政界に転じようとする入党者が減少していった。各省の次官・局長となった官僚は、政党出身者がその上に大臣としており、それ以上の昇格の見込みがないからこそ政界に転じようとしていたのである。挙国一致内閣以後に政党に入らなくとも大臣就任への道が開けていくと、殊更に入党しようとは考えなくなる」⁶¹⁾という、想定外の現象も起こっていき、彼らは革新官僚として軍部と結託していく。

4-5 立憲政治の限界と日中戦争

昭和12年（1937年）6月に、国民の人気の高かった、貴族院議長の近衛文麿に首班の大命が降下し、近衛内閣が誕生した。翌月には、中国北京近くの盧溝橋で、全く偶発的なことから日中両国軍の間で武力衝突が起こった、盧溝橋事件である。政府は今回も早々に不拡大方針を採ったが戦火は拡大し、現地軍は本土からの増援を求めたが、国内の参謀本部は対ソ戦略上の戦力保持のためにこれを躊躇し、海軍は米内海相らが反対していたものの、結局は派兵となった。その後も何度か停戦が行われそうになったものの、軍部の圧力に屈して、なし崩し的に不拡大方針は撤回されてしまい、戦線はどんどん拡大してい

58) 昭和天皇は天皇機関説を肯定されていた。

59) 国体明徴声明では、天皇が統治権の主体で、日本は天皇が統治する国家であると宣言している。

60) 高橋是清蔵相、斎藤実内大臣（前首相）、渡辺錠太郎陸軍教育總監が殺害され、鈴木貴太郎侍従長が重傷を負った。岡田首相や牧野伸顕前内大臣は偶然が重なり難を逃れた。

61) 米山忠寛『昭和立憲制の再建』千倉書房 2015年 34頁

た。9月2日には「支那事変」と命名された。「宣戦布告も一時検討されたが、アメリカの中立法の適用を嫌い、同様の理由から中国も宣戦布告をしなかったため、事変という名の全面戦争」⁶²⁾が続いていくことになる。

近衛首相は、なんとか事態収拾を図るべく、重要国務を諮問する内閣参議を新設して、有力政治家や軍人を任命し、友人の木戸幸一伯爵を文部大臣で入閣させ国務の相談相手にするなどのこともしたが、統帥権によって軍部の作戦行動を事前を知ることはできず、無為無策的な状況になっていた。ここでも、明治憲法の運用上の欠陥が独り歩きして行くのである。そこで、せめて意見を出し合える場を作らんと欲して、大本営政府連絡会議を設置したが、ここまでの精一杯であった。

近衛内閣は、中国国民党 NO. 2の汪兆銘が袂を分けて、日中和平を掲げる新政府樹立を目指す動きに同調し、支援しつつも、蒋介石政権との和平交渉のために幾つものチャンネルを継続させていたが、成果をみることはなかった。近衛首相は、汪兆銘の南京政府⁶³⁾との友好関係を発展させることに意を決して、遂にこれ以外のルートでの交渉を打ち切ることとし、蒋介石政権に対して「帝国政府は爾後国民政府を相手とせず」の声明を出してしまい、その結果としての外交姿勢の矛盾により進退窮まる事態となり、政権を投げ出すに相成った。

その後は、半年前後の短命内閣が続くことになる。平沼騏一郎内閣が、対ソ牽制を意図した懸案の日独伊提携強化は、ドイツによる突如とした独ソ不可侵条約の締結で瓦解し、「欧州の情勢は複雑怪奇なり」との言葉を残して総辞職した。後を継いだ阿部信行内閣（陸軍大将）、米内光政内閣（海軍大将）の何れについても予想外且つ消極的に選ばれた首相であった。もっとも、阿部首相は米国への留学経験があり、米内内相は、海軍内きっての親英米派であり、何れの者にも米国を中心とする国際協調の流れに寄り戻したいと考える昭和天皇の期待が込められての布陣であったと思う。

昭和15年（1940年）1月の米内内閣の成立後、皇紀2600年を迎えて国民祝賀行事の盛り上がりを見たものの、戦争による国際的孤立と物資不足により、招致されていた東京オリンピックは返上、東京万国博覧会は延期せざるを得なくなった。また、米内内閣は、日独伊提携に反対の姿勢であったことから、陸軍が反発して軍部大臣現役武官制を盾にして陸軍大臣を引き上げたことから、閣内不統一で内閣総辞職をせざるを得なくなった⁶⁴⁾。

そして、近衛文磨が新党構想を抱きながら新体制運動を進める中、再び第2次近衛内閣を組織することになる。親独派のドン松岡洋右も外務大臣に就任。もっとも、新体制運動

62) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 212頁

63) 中華民国南京政府と呼ばれている。

64) この時の陸軍大臣が畑俊六元帥。戦後、畑が東京裁判の被告となり、死刑判決も確定視された中での公判で、米内は証人台に立ち徹底的に庇う姿勢の発言を繰り返し、検事側から罵声を受けることもあったが、擁護し続けた。その結果、畑は死刑を免れた。独立回復後、畑は釈放されたが、既に米内はこの世になく、畑は一生涯掛けて米内の恩を返すべく、米内の功労記念碑などの草むしりなどを黙々と続けていた。

による新党構想によって誕生した大政翼賛会ではあったものの、一党独裁的な体制は明治憲法に反するとする批判を受け、結局は、帝国議会で政事結社ではなく、公事結社⁶⁵⁾であると答弁するに至っている。これらの前後の時期に国内では、次表のような戦時統制が強まる政策が次々と打ち出されていく。

戦時体制に進む、国内改革の諸施策		
年代	主要な政策	国民への動向
昭和12年 (1937年)～	国民精神総動員運動がスタート。内閣情報部の新設。 日本労働総同盟による「事変中のストライキ絶滅」宣言。 治安維持法の宗教・芸術等の領域への適用拡大。	国民の戦時意識の周知
昭和13年 (1938年)～	国家総動員法、電力国家管理法の制定。 国民の体力向上と傷痍軍人等の保護を目的に厚生省を新設。	統制経済へと進む
昭和14年 (1939年)～	国民徴用令、価格等統制令の制定。治安維持法の改正。	勅令による常時的な法制化。
昭和15年 (1940年)～	新聞雑誌掲載制限令の制定。 軍需資金確保の意図の下、厚生年金保険法を制定(施行は昭和16年) 産業報国会「労使一体、事業一家」を提唱し結成。	銃後を守る体制の整備

近衛首相は、日独伊三国にソ連を加えた四国協商体制と蒋介石政権の支援ルート遮断の為の南進論を外交方針とする。ドイツへの仏蘭降伏などが加速要因となり、昭和15年9月23日に北部仏印に進駐し、27日には日独伊三国同盟に調印する。これら一連の全てが蒋介石政権との和平を目論む遠謀深慮によるものであるが、所詮は独りよがりの話であって事態はこじれていくばかりであった。

その様な中で、ドイツはなんと日本に事前連絡することもなく、ソ連に侵攻を始める。これに伴って米国との交渉は、ドイツの脅威を感じている同国の思惑を背景に、これまで民間外交を軸として政府間交渉が鋭意進められていた。そして、日米諒解案⁶⁶⁾の確認まで取りつなぎ、一定要件の下で日中和平の斡旋にもやぶさかではないとまで言わせていた。しかしドイツの脅威がソ連に向かったことで、米国は態度を急速に硬化させている。

近衛首相は、事態打開のため私的ルート⁶⁷⁾も含めた日米交渉窓口を使って必死の思いで、日米諒解案の要件履行を目指していたが、陸軍の同調を得ている親独派の松岡外相に「ドイツと結び、ソ連との不戦態度をとることで日本の外交的立場を強化し、日米衝突を回避する」⁶⁸⁾と強気の姿勢を貫き通され、首相としての説得も優柔不断で不発に終わった。それでも外務省に強い影響力を有する松岡外相を排除してまでも、日米和平交渉を進めよ

65) 公事結社とは、治安警察法の法律用語。政治とは無縁で、慈善事業などによって公共福祉に供する団体。したがって、政治団体である政事結社とは程遠いものである。

66) 正式な公文書ではなかったが、野村吉三郎駐米大使とハル国務長官との間で口頭確認されたもので、幾つかの要件を充たせば「アメリカが和平を斡旋する」ことが示されていた。

67) 長男の近衛文隆が学習院中等科卒業後に渡米し、プリンストン大学を卒業している。その関係で米国に知己が多かった。

68) 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 223頁

うと、松岡外相を閣外に追い出すべく内閣総辞職を行なった。

4-6 緊迫の日米交渉と大東亜戦争

昭和16年（1941年）7月18日に、第3次近衛内閣が発足したが、日中和平は遠くの話となり、当面解決すべきは悪化を辿る日米外交であった。この内閣は、近衛首相の幅広い国民的人気と期待による軍部との良好な関係によって、この様な事態の打開を期待されての内閣であった。閣僚の半数に軍部経験者および関係者を充てており政党政治家らの入閣は行わずに、軍部の認識が改まることに期待して和平努力をすることになった。これは政党政治の言葉も消え失せて久しからずの感を抱かせるに十分な事態であったと思う。

然るに昭和天皇やその側近の思惑とは違って、当初から三国同盟を軸とする方針を維持したことから日米交渉の手詰まり感を脱することはなかった。というよりは、殆ど行き詰ってしまっていた。同年7月28日に資源確保のため南部仏印進駐を、駐米大使などの「これを実行したら国交断絶」になるとの警告も無視して、ドイツ占領下のフランスの親独政権であるヴィシー政権と交渉をした上で強行した。その結果は悲惨で、これまでも屑鉄禁輸など色々な経済制裁を受けていたが、米国は、在米日本資産の凍結を実施することにし、英国、カナダなどの国も後に続いた。更に8月には、日本の生命線ともいえる石油輸入の8割以上を頼っているのが米国であるのに、その国が対日石油輸出の全面禁止に踏み切ったのである。近衛首相は、ウルトラCばりの局面打開として米国のルーズベルト大統領とアラスカで直接会談する準備なども模索したが、実らず仕舞いであった。事ここに至っては、陸軍だけではなく可否の態度を避けていた海軍も日米開戦を覚悟するに至る。当に追い込まれ、日本国の存続のためには、座して死を待つより、死中に活を求めるとの感情が軍官民を問わず蔓延するに至った。

9月に入り大本営政府連絡会議で、「対米英蘭との戦争を辞せざる決意の下」で、10月下旬をめどに戦争準備を行い、並行して外交手段を尽くすことになった⁶⁹⁾。しかしながら、昭和天皇は、立憲君主の立場を意識されながらも、この方針に対して「戦争が主となって外交が従となっている」と不審を抱かれ、自らが、参謀総長及び軍令部総長に対して「中国大陸が広いから大陸での戦争が終結しないというならば、太平洋はもっと広いのではないか」と開戦に逸る軍部を叱責され、御前会議においても、平和への想いを和歌⁷⁰⁾に詠まれつつ反対の意思を表明された。グルー駐日米国大使は、昭和天皇のこの気持ちを本国に伝えるべく電報発信したが奏功せず、ついに米国は、見限ったかのように中国と仏印からの撤兵まで要求してきて、近衛内閣は完全に行き詰まり崩れ去り総辞職した。

昭和16年（1941年）10月、昭和天皇は、既に御前会議で決まっていた期限付き外交交渉による対米開戦準備の方針決定を白紙に戻すことを希望された。そして、日米交渉に強固に反対している陸軍、とりわけその中核である東条英機陸相を、「虎穴に入らずんば虎

69) 帝国国策遂行要領。

70) 明治天皇の御製「よもの海 なはらからと 思う世に なと波風 たちさわくらむ」

子を得ず」と、敢えて首相にして政権を担わせて和平実現に一縷の望みを託した。また、彼の天皇に対する忠誠心は人一番強いことも選ばれた理由であると思う。

しかし結局のところ、大本営政府連絡会議で、東郷茂徳外相や賀屋興宣蔵相らが、ぎりぎりの線としての妥協案を示して日米交渉の了解を求めていたが、それも米国からは殆ど変化のない提案にしか見えず、後は米国の戦争準備の時間稼ぎにされたような交渉に翻弄され、ついに世にいうハルノート⁷¹⁾が突き付けられて、東条首相も開戦を決意。昭和16年12月8日の真珠湾攻撃を迎えてしまうことになった。この戦争の経緯は他の文献に譲るものとする。

また、統帥権の独立は、皮肉なことにも、東条首相自体が、軍の作戦行動を全く知らされることがなく、その大きな壁に悩まされた。その解決のため大本営政府連絡会議を、最高戦争指導会議として改組したが大した効果もなく、東条首相は、煮えくり返って、とうとう陸軍大臣、軍需大臣、そして参謀総長まで兼ねることで情報を共有していた程であった⁷²⁾。

4-7 戦争の終結

大東亜戦争は、緒戦こそ優勢であったが、昭和18年（1943年）2月にガダルカナル島を撤退した頃から劣勢となっていく。米国との工業力、科学力、人口などの国力差が半端な差ではなく、しかも中国大陸に兵力を張り詰めての戦いであったことから戦力も分散し、後は坂を転げ落ちるように負け戦ばかりであった。

この様な中、首相経験者の一部の重臣たちは、これ以上の戦争継続は国を滅ぼしてしまうと危惧し、戦争終結に向けた動きを行なっていく。その中でも退役海軍大将の岡田啓元首相は、その先鋒となって活動した。絶対国防圏の主要拠点のサイパン島の玉砕を機に、昭和19年（1944年）7月東条内閣にその責任を取らせて倒閣させた。その後は、いよいよ本土までもが空襲される次第となり国内各都市は焦土化していった。その間に短命の小磯内閣を挟んで、昭和天皇は、自らの侍従長を経験し、気心の知れた齢78歳の鈴木貫太郎に、終戦内閣としての期待を込めて首班の大命を下した。しかし陸軍は、未だ国内には十分な戦力があるとして、本土決戦を叫び、終戦の動きが表に出る様であると、またもや軍事クーデターが起こる様相を呈していた。このような中で、最高戦争指導会議では、喧々諤々と議論はされど意思は纏まらず、決められない国家、日本国の危機的状況は最高レベルに達していた。

鈴木首相は秘かにある決断をした。昭和20年（1945年）8月9日の御前会議において、立憲君主の立場を尊重されている昭和天皇に対して終戦のご聖断⁷³⁾を願ったのである。連

71) 日本軍の中国・仏印からの全面撤兵、蒋介石政権以外の政権承諾拒否、日独三国同盟の空文化など。事実上の最後通牒。

72) 東条首相のこれらの要職の兼務は、ヒトラーのような独裁的意思・行動ではなく、軍令と軍政に分かれていた統帥の情報共有化を欲したからである。しかも明治憲法違反との批判も受けている。実際も、東条首相の生真面目な性格から、首相・陸相・参謀総長の仕事を、時間を厳密に分けて別々の建物を行き来して、独裁とは縁のない執務執行の姿勢を貫いた。

73) 天皇自らのご判断のこと。

合国からポツダム宣言⁷⁴⁾が発せられ、8月6日に広島に原子爆弾が投下され、同月8日には日ソ中立条約を反故にしたソ連軍が不意打ち的に満州国、朝鮮北部、そして当時内地とされていた南樺太までも、違法な侵攻を開始した⁷⁵⁾。9日には長崎にも原子爆弾が落とされ、当時の日本は終末期的状況であった。にもかかわらず、陸軍の徹底抗戦の意向は強まるばかりであり、政府ではそれを抑えることが難しく、愚図々々していると第三の原子爆弾投下も危惧されていた。昭和天皇は固より戦争の早期終結を望んでおられたことから、政府は憲政史上異例の措置ではあったが、鈴木首相が願い出る形をとって戦争終結のご聖断を仰いだのである。これには強硬派の陸軍も、天皇の命令には絶対服従とばかりに従うしかなく、外務省は、スイス政府およびスウェーデン政府を通じて、天皇の国家統治の大権⁷⁶⁾を変更するという要求を含んでいないことを条件に、ポツダム宣言を受諾する旨を通知したのである⁷⁷⁾。このようなことで、日本は、国内体制が瓦解した後にほぼ無政府状態に近い形で降伏したドイツとは違い、国家としての完全なる秩序を保ったままで、しかも軍事兵力も維持されたままで戦争を終結することができたことは、國体護持⁷⁸⁾はもとより、後の復興に大きく寄与することになった⁷⁹⁾。

もっとも終戦の詔書⁸⁰⁾は法的には、内閣総理大臣以下の閣僚の副署がなければ成立しないとされる立憲君主制に基づく法的慣行が成立していたことから、仮に当時徹底抗戦を主

74) 昭和20年（1945年）7月26日に米国、英国、中華民国が、日本に発した降伏要求の全13条からなる最終宣言。米英支三国共同宣言ともいう。日本政府は、8月14日に宣言受諾を駐スイスおよびスウェーデンの日本公使館経由で連合国側に通告。15日に国民に玉音放送にて伝えられた。9月2日に東京湾内の米戦艦ミズーリ号の甲板で、宣言条項の誠実な履行等を定めた降伏文書に調印。この日を以て外交文書としての法的効力が発効した。

75) 外務省はソ連に和平の仲介を期待し、昭和20年（1945年）5月に最高戦争指導会議で仲介依頼を決定していた。南樺太の返還、千島北半分の譲渡、北洋漁業権の解消、旅順・大連の租借の容認、北滿鉄道権利の譲渡、満州国の中立化や津軽海峡の開放などを認めることで仲介を依頼していた。なかなか返事がなく、やっと8月7日午後11時に会談をされると言われて駐ソ大使がモロトフ外相を訪れた際の返答が「8月8日零時を以て、大日本帝国に宣戦を布告する」というものであった。

76) 重光外相は、「天皇の国法上の地位」を主張するも、平沼枢密院議長は「国家統治の大権」とするよう固執した。

77) スイス政府は、米国および中国に対して伝達し、スウェーデン政府は、英国およびソ連両国に伝達した。

78) 政府は、ポツダム宣言を8月10日に「天皇の国家統治の大権を変更する要求を包含し居らざることの了解の下受諾する」と閣議決定して、中立国のスウェーデン政府およびスイス政府の駐日公使館を通じて、連合国に対して通告している。それに応じて連合国は、「日本の最終的統治形態は日本国民の自由に表明した意志によって決定されるもの」と肯定的なニュアンスを持たせつつ、日本側の条件を認めているのかが不明な曖昧な表現で回答している。読売新聞社編『昭和史の天皇4 玉音放送まで』中公文庫 2012年 117頁参照

79) とはいうものの、「日本が大戦中に投じた戦費は計約7600億円に上り、開戦前の国民総生産の数十分分に相当した。戦前に世界5位の規模だった経済大国は3年9か月の戦禍で、廃墟に沈んだ。」読売新聞2020年10月21日付朝刊から引用。

80) 昭和20年8月14日の御前会議で、ポツダム宣言の受諾が決定され、同宣言受諾に関する詔書が發布され、鈴木貫太郎内閣の各国务大臣が署名している。翌15日正午、いわゆる「玉音放送」が行われたのち、「内閣告諭」が読み上げられた。「聖断既に下る」として、国を挙げて「国威を恢弘（かいこう）」する決意を明らかにするとともに、「内争」・「輕挙妄動」を戒めた。出典：国立公文書館ホームページより

張っていた陸軍大臣が閣僚を辞任していれば閣内不統一で内閣は総辞職となり、ご聖断は天皇自らの個人的な発言に留まるという事態も予測できたことであつた。何れにしても、この事態の急展開によって、日本は完全なる破局の瀬戸際から救われることになった。

ここで一旦、大東亜戦争の呼称についての筆者の意見を付すことにする。一般的には大東亜戦争は太平洋戦争と呼称されている。しかしこの呼称は、占領中のGHQのいわゆる神道指令に基づく戦時呼称の禁止により、それを付度した政府が、大東亜戦争の呼称の使用を差し控え、その方針に基づき当時の文部省が次官通達で学校教育に「今次の大戦」⁸¹⁾という文言を使用したことに起源がある。その後、朝日新聞⁸²⁾がGHQに擦り寄って彼らが普段使用していた「太平洋戦争」を使用するに至り世に広まり、学校教育でもこちらの呼称が教科書で公式に使用されるようになった⁸³⁾。これらが未だに法的根拠もなく引き継がれていることになる。独立後は、当時制定された「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」によって、GHQの一連の指令は無効となっているのだから⁸⁴⁾、この状態を引きずっていくことに意味はないのである。したがって、遅ればせながらも今次の大戦の正式名称を、国家の法的連続性が認められていることに鑑みて、昭和16年12月に閣議決定⁸⁵⁾された大東亜戦争の名称を以て、全般的に使用する方策を講じるべきであると考えらる。

5. 検証方法

5-1 教科書の選定

筆者が考える昭和戦前期の転換点とは、「天皇による立憲政治と統帥権の在り方」および「政党政治の後継としての斎藤内閣、岡田内閣の取り扱い」であるが、高校教科書の「日本史A」では、これらをどの様に捉えているのかを複数の教科書で比較検証してみる。その為には筆者は、次表の中から次の理由により、『高等学校 改訂版 日本史A～人・くらし・未来』（以下、「第一日本史」という。）と『日本史A 改訂版』（以下、「山川日本史」という。）を選定した。なお、この二冊を、本稿では「選定教科書」と呼ぶことにする。

81) 読売新聞社編『20世紀どんな時代だったのか 戦争編 日本の戦争』読売新聞社 1999年 520頁

82) 朝日新聞 昭和20年（1945年）12月7日付朝刊

83) 庄司潤一郎『日本における戦争呼称に関する問題の一考察』防衛研究所紀要 第13巻 第3号 2011年 48頁参照。なお、独立後に政府は正式な決定はせずに、「今次戦争」「第2次世界大戦」などを使用しており、現在ではどの名称についても法的根拠はない。

84) 「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」によって、GHQの一連の指令は無効となった。筆者は、現行の日本国憲法は、明治憲法の協定憲法として法的連続性を保った改正措置により誕生したと考えている。このようなことに鑑みても、大東亜戦争の呼称を正式に決めた東条内閣の閣議決定を重んじることが一貫して憲政上からも妥当なことだと思う。そもそも昭和20年（1945年）12月8日以後の戦争は太平洋だけではなく、仏印、ビルマなども含まれているのではないのかと主張したい。なお、この法律は、昭和27年（1952年）4月に制定。GHQの発した全ての命令は、この法律の施行後180日間は有効であるが、その後は、政府が何らかの措置を講じない限り、該当法律の効力は無効になった。政府は大東亜戦争の呼称について何の対応もしていないことから、現時点における法的な根拠は存在しないことになる。

85) 前掲注釈2で詳細説明。

2008年度と2017年度 「日本史A」 採択冊数一覧					
発行者・教科書名		2008年度		2017年度	
		冊数	(占有率)	冊数	(占有率)
第一学習社	高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来	85,400	20.7%	120,440	27.6%
東京書籍	日本史A 現代からの歴史	69,016	16.7%	101,554	23.3%
山川出版社	現代の日本史 改訂版	70,339	17.1%	59,002	13.5%
山川出版社	日本史A 改訂版	72,633	17.6%	52,773	12.1%
実教出版	高校日本史A 新訂版	60,027	14.6%	36,856	8.4%
清水書院	高等学校 日本史A 新訂版	38,311	9.3%	33,879	7.8%
三省堂	日本史A 改訂版	16,606	4.0%		
	その他※1各社旧版の日本史A			32,660	7.3%
採択総数(※1)		412,332		436,764	
参考※2	山川出版社 詳説日本史B 改訂版	318,416		266,465	
<small>※1 実教出版「新日本史A」(18,525冊)と山川出版「日本史A」(13,735冊)の合計 ※2 日本史Bは、従来からのもので、日本史を古代から現代まで通史として学ぶ内容。 日本史Bの採択総数は、2008年度:540334冊、2017年度:539,061冊。</small>					
<small>出典: 高橋哲『高等学校「日本史A」教科書における産業革命の記述について』東京大学大学院教育学研究科紀要 第48巻(2008年)378頁 表1、日本出版労働組合連合会編『教科書レポートNO60』(2017年)の「2017年度用高等学校教科書(地理歴史編)表10・表11」、文部科学省高等学校用教科書目録、d.hatenane.jpを引用して、著者にて加筆しまとめ一覧にする。</small>					

・『高等学校 改訂版 日本史A～人・くらし・未来』第一学習社刊

[理由] 日本史Aの全国の採択冊数が、複数の調査年で最上位であり、広く高校生に読まれている。

・『日本史A 改訂版』山川出版社刊

[理由] 日本史Aの採択冊数では中位であるものの、同様の趣旨で編纂されている、日本史Bでは占有率が半数を示している。

5-2 転換点の要素を検証する

昭和戦前期において戦争への道を阻止できなかったとの視点でみると、「天皇による立憲政治と統帥権の在り方」と「政党政治の後継としての斎藤内閣、岡田内閣の取り扱い」が、歴史的な転換点を招くことになる「転換点の要素」であったと考えている。その要素には次の論点が包含されており、これらを選定教科書を通じて検証していく。

(1) 「天皇による立憲政治と統帥権の在り方」について。

『ロンドン軍縮条約』と『聖断』に関するの評価を検証する。

①統帥権については『ロンドン軍縮条約』を対象とする。ロンドン軍縮条約の調印を巡って統帥権干犯問題が起こっており、軍国主義化への転換期となった事件。

②天皇の立憲政治の在り方は、『聖断』を対象テーマとしたい。昭和天皇は自らを律して立憲政治の運用を続けておられたが、国が亡びる可能性のある困難に際して異例の判断を下された。当該措置は立憲政治が行われていた証左でもある。

(2) 「政党政治の後継としての斎藤内閣、岡田内閣の取り扱い」

『政党内閣』、『普通選挙制度と治安維持法』、および『憲政の常道の崩壊』についての評価を検証する。

①政党政治の始まりについては『政党内閣』を対象としたい。本格的な政党内閣とされている原敬内閣の実績を、主に検証する。

②政党政治の継続性は、『普通選挙制度と治安維持法』を対象テーマにする。当時の民

民主主義の根幹は、普通選挙制度の導入の上での議会政治と政党内閣である。併せて制定された治安維持法も検証する。

- ③政党政治の終焉は何時なのか。『憲政の常道とその崩壊』を対象とする。憲政の常道の始期を確認する。そして斎藤内閣、岡田内閣を政党内閣の後継としてみるのか、そうでないのか。この取り扱い次第で、政党政治、政党内閣の継続した期間が変わってくる。民主主義的傾向の挫折の時期を確定したいと思う。

この転換点の要素から生じる論点を、本稿では『転換点に包含される論点』と呼ぶ。

6. 教科書にみる歴史転換点

ここでは、選定教科書の本文に限っての、転換点に包含される論点となる記述を検証する。本文に限ったのは、トピックスや注釈などは本文より劣後した位置づけであろうし、本文での説明こそが第一義的にその教科書の特長を把握できるものと考えからである。

なお、以下のカギ括弧内の記述は、其々の教科書の当該箇所をそのまま引用した部分である。

6-1 第一学習社「改訂版 日本史A」

(1) 政党内閣

本教科書では、その成立を原内閣の時であるとして、「陸軍・海軍・外務の3大臣を除く大臣を、立憲政友会の党员で占める最初の本格的な政党内閣」とその理由を述べる。外交については、ベルサイユ条約の調印に続いて、朝鮮での独立運動に対する治安維持を「弾圧」と評している。一方の「内政では、高等教育の充実、鉄道・道路・港湾の拡張、軍隊の増強などをおこなった」と、当時の情勢ならば軍隊の増強も「悪」とは言い切れないのであるが、功績を相殺しているとも受け取れる。普通選挙権に否定的な姿勢、与党に有利な小選挙制度の導入の記述は妥当な表現であるが、文官任用令の改正による官僚の登用による政党政治家の創出と育成には言及していない。その後の政党政治の人材供給源となる優れた実績であるので残念である。また、人間的魅力に立った秀逸なリーダーシップを発揮しての政権獲得および維持についても触れられていない。

(2) 普通選挙制度と治安維持法

憲政の常道の始期を務めた加藤高明内閣は、普通選挙法と治安維持法を成立させた訳であるが、普通選挙法の説明には納得感がある。治安維持法についてはその目的とするところの「普通選挙の実現、ソ連との国交樹立によって活発となることが予想される労働運動・農民運動や日本共産党の活動を取り締まり」との説明に加えて、ソ連成立後の当時の共産主義、コミンテルン⁸⁶⁾がよく理解されていなかった世相と、政府首脳も「恐れ」が先行する認識に留まっていたという社会的背景にも言及しておく必要性を感じる。

86) 国際共産主義運動の指導組織。

(3) ロンドン軍縮条約

第一次若槻内閣が、「軍部急進派、立憲政友会、国家主義団体、中国に権益を持つ実業家などの間から、幣原外交は中国における日本の権益を守れずに弱気である」と、いわゆる幣原外交を軟弱外交と批難され、台湾銀行の救済の失敗を口実に総辞職したと説明している。その後を継いだ、田中義一内閣は、張作霖爆殺事件の対応をしくじり、「昭和天皇の怒りを買って、翌年、総辞職を余儀なくされた」との行は適切な説明だと思う。

濱口雄幸内閣は、「ふたたび幣原喜重郎を外務大臣に起用して、国際協調外交を復活」させて、対中国不干渉などの政策をとり、「中国の関税自主権を認めるなどの関係改善に努めた」と記述している。一方で、濱口内閣の金解禁と共に最大の仕事であるロンドン軍縮会議調印と、これに続く「不満とする海軍の強硬派や国家主義団体、立憲政友会は、この条約の調印が天皇の統帥権を侵すものであると攻撃した」と、統帥権干犯問題を取り上げ、「政府はようやく条約を成立させ」と記述している。濱口首相狙撃事件については、テロ受難、「翌年、内閣は総辞職し、協調外交は行き詰まっていった」と、簡単に説明されている。

(4) 憲政の常道とその崩壊

憲政の常道については、「加藤高明内閣の成立から五・一五事件で犬養毅内閣が倒れるまでの8年間、二大政党制のもとで、政党内閣の慣行」とであるとしている。余りにもあっさりとした記述に留まる。

五・一五事件について。「海軍の青年将校らが首相官邸を襲撃し、犬養首相を射殺した。これによって、護憲三派内閣以来、8年間続いた政党内閣は終わりを告げた」と淡々と記述されている。

(5) 聖断

昭和20年（1945年）4月に米軍が沖縄本島に上陸し、沖縄戦が開始され、大東亜戦争（教科書は「太平洋戦争」と記載している。）も終末期に入り、沖縄戦では日本軍の兵力不足を補うために一般住民等を「地上戦に動員」し、多くの犠牲者を出したと記述している。「沖縄戦で県民を戦闘に利用したように、軍部は全国民あげての本土決戦で戦局の転換を図ることを強く主張したが、鈴木貫太郎内閣は、ソ連を通じての和平工作を進めようとした。」そして、原爆が広島、長崎に投下され、ソ連も「日ソ中立条約を破棄して日本に宣戦布告して、満州・朝鮮・樺太南部・千島などへ攻め込んだ。」とし、「8月14日、軍部の反対にもかかわらず、ポツダム宣言を受け入れることが決定された。翌15日正午、天皇のラジオ放送によって終戦の詔書が発表され、国民に敗戦が知らされた」と記述している。

前段では、県民を戦闘に「利用」した、中立条約を「破棄」に対して、前者は強い感觸を、後者は敢えて柔らかい表現にしているような違和感を覚える。後者については国際法違反であることを明言して欲しいものだ。宣戦布告の連絡も駐ソ大使館の電話を切断し

て、日本本国への連絡を妨害させて防衛の虚を突いたし、樺太南部は、当時は樺太庁の管轄で内地として扱われており、48都庁府県と呼ばれていた。これらの記載もソ連の暴挙と国際法の無力さを知るためにも記載するのが望ましいのではないだろうか。

後段は、昭和天皇の聖断のことであるが、当時の軍事クーデターの可能性もある中での決断であり、和平派の重臣たちの活動も歴史に留めておくべきであると思う。

6-2 山川出版社「改訂版 日本史A」

(1) 政党内閣

政党内閣の成立は原内閣で、「閣僚は、陸・海軍大臣と外務大臣以外は、すべて立憲政友会の会員で占めたため、初の本格的政党内閣」となったとする。外交は、国際協調を軸とした対外政策を主導し、日本の満州権益確保の方針についても、米・英・仏との間に妥協点を見いだしたと、原内閣の業績を評価した記述となっている。

一方内政について、「社会政策や普通選挙制の導入には慎重で」と、その内容を説明し、それに関連した小選挙区制の導入について述べている。そして、与党立憲政友会の「年来の政策である鉄道の拡充や高等学校の増設などの積極策を公約として掲げて総選挙にのぞみ、小選挙区制の効果もあって圧勝した」としている。

(2) 普通選挙制度と治安維持法

加藤高明内閣は、普通選挙法を成立させた。そして「幣原喜重郎外相の協調外交の一環として日ソ基本条約が締結され、日ソの国交が樹立された。」としている。一方で『『国体』の変革や私有財産制度の否認を目的とする結社の組織者と参加者を処罰すると定めた治安維持法が成立した。制定当初の目的は、日ソ国交樹立による共産主義思想の波及を防ぎ、普通選挙法の成立による労働者階級の政治的影響力の増大に備えることであった」と説明している。願わくば、中国大陸権益の保護などを目論んだ日ソの国交樹立の背景と、当時の共産主義に対する認識についての記述が欲しい。治安維持法の取り締まり対象が限定的なものと説明している点、国体の言葉を使っている点を評価したい。

(3) ロンドン軍縮条約

第一次若槻内閣については、金融恐慌に際して、「経営が破綻した鈴木商店に対する巨額の不良債権を抱えた台湾銀行を緊急勅令によって救済しようとしたが、枢密院の了承を得られず、総辞職した。」と説明している。その後の田中義一内閣の時に張作霖爆殺事件が起こった。

続く濱口内閣では、「ふたたび幣原喜重郎を外相に起用した。中国との外交関係を改善するため、1930年に中国と日中関税協定を結び、条件つきではあったが中国に関税自主権を認めた」。軍縮の方針に従って、ロンドン軍縮会議に参加し、当初の日本の要求のうち、補助艦の総トン数の対米英は認められたが、「大型巡洋艦の対米7割は受け入れられないまま、政府は条約調印に踏み切った。」と適切に説明している。これに対して、「野党の立憲政友会・海軍軍令部・右翼などは、海軍軍令部長の反対を押し切って」、政府が勝

手に調印したのは、「統帥権の干犯であると激しく攻撃した。政府は、枢密院の同意を取り付けて、条約の批准に成功した」と、頑張りを率直に評し記述している。

(4) 憲政の常道とその崩壊

憲政の常道について、「1924年の第1次加藤高明内閣の成立から、1932年の五・一五事件で犬養毅内閣が崩壊するまでの8年間、二大政党である立憲政友会と憲政会（後の立憲民政党）の総裁が交代で内閣を組織する『憲政の常道』が続いた」と記述している。

昭和6年（1931年）年の五・一五事件。「海軍の青年将校の一団が首相官邸におし入り、犬養首相を射殺するという事件」で、このあとに「元老西園寺公望は穏健派の海軍大将斎藤実を後継首相に推薦した。ここに大正末期以来8年間続いた政党内閣は崩壊」と記述している。

この教科書でも、斎藤内閣および岡田内閣の取り扱いが、それぞれの首相が背広を着た「退役軍人」であり、現代では、文民の分類に入ることになるが、その旨の記載は一切ない。また、政党政治家の占める割合等の記述もない。実際は、立憲政友会と立憲民政党の連立的な内閣なので、その点からみると政党内閣を8年間とする記述には工夫が必要だと思う。

(5) 聖断

この教科書のポツダム宣言の受諾の様は、「ポツダム宣言の受諾をめぐって軍部と政府の意見が対立した結果、日本の回答は遅れ、アメリカは人類史上はじめて人間に対して用いることとなった原子爆弾」を、広島と長崎に投下したとしている。ソ連の侵攻についても、「いまだ有効期限を残していた日ソ中立条約を無視してソ連が日本に宣戦布告」したと記述している。そして一挙に満州・朝鮮・樺太に向かって、「侵攻するソ連軍の前に関東軍はあえなく敗退した。」「当時、満州にいた150万人余りの満蒙開拓団員」らの日本人が自力での敗走を余儀なくされ、17万9000人が死亡し、生き残った人々も、国内への引き上げに際して苦難を強いられたとしている。

ここでは、原子爆弾投下という明らかな国際法違反行為をした米国、条約無視で侵攻したソ連について、別の書き方はないのだろうか。とりわけソ連の侵攻は重大な背信行為であり、当時内地とされていた南樺太での戦い、そして停戦後で武装解除した部隊への殺人行為についても何らの記載もない。満州だけでは如何なものかとも思う。そして、無法者のソ連軍に厳として戦った、南樺太守備隊の攻防の記録も、南方に精鋭部隊を抽出して弱体化していた故に満州の在留邦人を守れなかった関東軍についての記述も、今後の日本人がソ連と付き合う上で知って置くべき必要事項だと考える。

次に、昭和天皇のご聖断の箇所である。この教科書では明確に「聖断」と記述しており当時の思想を反映させており大いに評価できる。その行は「陸軍はなおも本土決戦を主張したが、昭和天皇のいわゆる『聖断』によりポツダム宣言受諾が決定され、8月14日、政府はこれを連合国側に通告した。政府は、天皇があらかじめ読み上げた詔書を録音し、

それを8月15日正午にラジオ放送することで、戦争終結を全国民に知らせた。」と的確に記述している。

6-3ふたつの教科書を比較考察する

ここでは、選定教科書の『転換点に包含される論点』に関する記述を比較考察する。

①『政党内閣』について

原内閣を本格的な政党内閣としている点、そしてその内政についての記述について、その趣旨は同じだが、外交の評価についてはその意中が異なっているようだ。山川日本史は原内閣の業績を評価しているのに、第一日本史は、わざわざ朝鮮での独立運動に関する記述があり、弾圧という言葉も使うなど、原内閣の功績を減殺する意図有りとも思ってしまう。

②『普通選挙制度と治安維持法』

普通選挙制度および治安維持法について、何れの教科書も記述上の違いはあっても趣旨同様であり変化はない。

③『ロンドン軍縮条約』

条約調印のプロセスについては、山川日本史の方が詳しく書かれているが、概要は同じ。しかしながら、濱口首相への狙撃事件では、第一日本史ではごく簡単な記述に留まっているが、山川日本史には詳しい記述がある。「条約が日本の国防を危うくし、統帥権の干犯にもあたる」と信じた右翼成年に狙撃され、「重傷を負った、濱口は傷をおして帝国議会に出席し、答弁を行ったものの、翌年死去した」と、狙撃時に男子の本懐と話した濱口雄幸首相の男気のある人柄を忍ぶ記述となっており、当時の世論の趨勢を映し出している。

ここは、昭和恐慌による財政逼迫による軍備縮小政策の必然性、昭和天皇の条約批准への意欲と、統帥権干犯の問題提起が、枢密院をも含んだ政争の具であったこと、そしてそれが軍部を制御できずに明治憲法の欠陥を露呈させ、戦争への道への引き金となることについて、俯瞰的に言及することを検討すべきだと思う。

④『憲政の常道とその崩壊』

ここでは憲政の常道の考え方に基づく政党内閣の始期、そしていつ終焉したのかが論点となろうが、選定教科書の説明に差異は殆ど見られず、政党内閣が8年間続いたとの説明も同じである。この点については、「憲政の常道に則ったもの」か「憲政の常道を意識したものの」かの区分の考え方の違いで変化することになる。

これについては、まずは政党内閣の始期と終期を検証する必要がある。始期を、護憲三派による第一次加藤内閣とすることに異論はないが、終期を、犬養内閣までとするには同意しかねる。この教科書が8年とする政党内閣は「憲政の常道に則った政党内閣」とみるには妥当な考え方であると思う。然るに筆者は、政党内閣には、政党総裁を首班に頂く内閣の他にも、政党政治家が閣僚の過半程度を占有し、明治憲法下における政党としての影

響力を駆使することが可能な内閣も入るものと考えている。これ即ち「憲政の常道を意識しての内閣」も政党内閣に準じて取り扱うのが適正であろう。そうなると、次表の岡田内閣の欄の通り、軍部大臣を除く閣僚の6割を政党政治家が占めている岡田内閣もこれに該当することになる。就いては、政党内閣の終期を犬養内閣ではなく、岡田内閣ということになり、政党内閣の存続は4年伸びて、12年間続いたことになる。

政党政治家の閣僚数の推移

	齊藤内閣 (1932年5月～1934年7月)	岡田内閣 (1934年7月～1936年3月)	廣田内閣 (1936年3月～1937年2月)	第一次近衛内閣 (1937年6月～1939年1月)
内閣総理大臣	退役海軍大将	退役海軍大将	官僚	貴族議員
外務大臣	官僚	官僚	官僚	官僚
内務大臣	貴族議員・民政党	貴族議員	貴族議員	貴族議員
大蔵大臣	民間・政友会	民間・政友会	貴族議員	官僚
陸軍大臣	現役軍人・陸軍中将	現役軍人・陸軍大将	現役軍人・陸軍大将	現役軍人・陸軍大将
海軍大臣	現役軍人・海軍大将	現役軍人・海軍大将	現役軍人・海軍大将	現役軍人・海軍大将
司法大臣	官僚	官僚	官僚	官僚
文部大臣	衆院議員・政友会	衆院議員・民政党	貴族議員	官僚
農林大臣	貴族議員	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	貴族議員
商工大臣	貴族議員	衆院議員・民政党	貴族議員	官僚
逓信大臣	貴族議員	衆院議員・政友会	衆院議員・民政党	衆院議員・民政党
鉄道大臣	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会	衆院議員・政友会
拓務大臣	衆院議員・民政党	貴族議員	貴族議員	貴族議員

5/10

6/10

3/10

2/10

・政党政治家が配される可能性のある閣僚ポストは10。首相、陸相及び海相を除く大臣。当時、重要閣僚と呼ばれていたのは五相会議（首相、陸相、海相、外相、蔵相）の他、時宜に応じて参加していた内務大臣。
 ※「衆院議員」は衆議院議員、「貴族議員」は貴族院議員の其々の略。また、政友会は立憲政友会、民政党は立憲民政党のこと。
 ※大臣等の所属は、内閣の途中で交代する者もいたが、当該内閣の期間内で一番在任が長い者の所属を記載している。

また、何れの教科書でも「海軍大将」としており現役か退役なのかが明確にされていないのも、戦時内閣の東条英機大将を首相とする軍人内閣を彷彿させるもので、誤解が生じる恐れがあると思う。

⑤『聖断』

『聖断』について。大東亜戦争の終末期の戦況について、第一日本史では、沖縄の戦いで一般住民が兵力不足を補うために地上戦に動員され多くの犠牲者を出したと、沖縄戦の記述に多くが割かれているのに対して、山川日本史は、違法に侵攻するソ連軍により満蒙開拓団員らの自力敗走が悲惨な状況を生み出し17万9000人の犠牲者を出したことに多くの記述を割いている。どちらも悲惨なことであるが、第一日本史の記述は、全てが地上戦に動員された訳ではなく、軍の退却に自主的に随行した者も多数亡くなっていることから、「地上戦に動員」ではなく、地上戦に動員および地上戦に巻き込まれたが、妥当な表現のような気もするが、何れにしても悲惨事であることには変わりはなく、涙する事実である。

そして戦争に行き詰まり、ポツダム宣言を受諾する訳であるが、山川日本史は「聖断」の言葉を使っているが、第一日本史は、昭和天皇自らの決断については一切触れられていない。前節の通り、軍事クーデターも予想される中で、この聖断なくして、整然とした終戦を迎えることはできなかったのに、何故その記載がなされていないのかに疑問を感じる。なお、今回の対象とならなかった他の教科書でも、その文言の使用は見当たらない。

い⁸⁷⁾。

7. 結語として

我が国における民主主義の形成は、明治期の自由民権運動に端を発して、大正期の原内閣の前後に開花している。民主的な制度については、欧州各国と比してもその質的なものは兎も角とすると、それ程に遅れていたものではない。当時の先進国の一部で導入されていた制度で残っている主要なものでは、男女平等選挙制度と労働組合の法的保護、独占禁止法制の整備⁸⁸⁾など位ではないだろうか。これらの一部については加藤内閣の時に全ての男子に普通選挙権が与えられ、女性の政治活動の制限も緩和され、昭和恐慌前後ぐらいの時期までに国際的にも遜色のない状況にあったものと考えている⁸⁹⁾。

しかしながら、ポツダム宣言では民主主義的傾向の復活を指摘されている。「復活」の文言があり我が国における民主主義の存在は認められていたが、「傾向」の文言は外れておらず民主主義が根づいていないことを指摘されたものである。これらは、其々の制度の質もあったろうが、やはり陸海軍に対しての統帥権が国務の遂行の壁となっており、軍部の暴走を抑えきれなかった点、そしてそのような政治システムに根本原因があったからだと考える。

国務と統帥権の分離の他にも、次のような政治システムの不備が考えられる。①明治憲法に内閣の条規がなく、しかも天皇主権により、首相の位置付けが他の閣僚と同格の「同輩中の輩」とされ、罷免権もなく内閣の存立基盤が弱い。②しかも軍部大臣現役武官制の導入で、軍部大臣が不在では組閣も閣議決定もできない脆弱な政府機能。③天皇主権を助ける枢密院は、憲法解釈も行い得る機能を有していたものの、明治憲法上の明文上の機関ではなく、恣意性に富んでおり、時として天皇の意思とは異なる動きを行い、政争を引き起こすことさえあり、本来の機能を果たせないことが多々あった。そして、④これらを是正するべく明治憲法を改正しようにも、既に明治維新の元勳達はこの世におらず、天皇に改正発議権があり、その性質上からも、そして恐れ多いとの当時の風潮からもそれは不可能なことであった。

これらは、明治憲法の欠陥とも考えられるが、憲法条規が時代の変遷に合った改正が出

87) 東京書籍の『日本史A 現代からの歴史』、清水書院の『高等学校日本史A 新訂版』、実教出版の『高校日本史A 新訂版』でも、聖断の文言は使われていない。

88) これらは何れも、戦後における明治憲法下での帝国議会において成立している。第89回臨時議会（昭和20年11月27日～12月18日）で婦人参政権を認める衆議院議員選挙法の改正が成立。第90回臨時議会（昭和21年6月20日～10月11日）で、帝国憲法改正案、農地改革法と共に、労働者の団結権を保障し、団体交渉権を保護する労働組合法が成立。帝国議会最後の開催となる第92回議会（常会、昭和21年12月28日～昭和22年3月31日）では、独占禁止法が成立している。

89) 念のため申し添えておくと当時の婦人参政権（現代的には女性参政権）の実施年は、流石に米国は1920年ではあったが、フランスは1945年12月、立憲君主国のベルギーが1948年である。日本で認められたのは、明治憲法下における戦後開催の帝国議会の1945年11月であり、1946年4月の衆議院選挙から実施されている。したがって、特段大きく遅れていた訳ではなかったことを付言しておく。

来ずについて、世界の潮流に付いていける政治判断が、解釈運用では限界を超えており、結果的には対応できない構造が問題であった。これは、現行の日本国憲法の改正の議論に繋がり得る事態でもある。しかしながら、そもそも明治憲法の創案者の伊藤博文は、統帥権などは想定しておらず、日清戦役の際には広島に設けられた大本営で、文民首相として軍人らと協議して、指令を下していた位である。明治維新は我らの手で行い得たとの思いがあり、統帥権などの言葉さえ脳裏によぎらなかつたことであろう。統帥権は後付的な学問の悪権ではないだろうか。折角根付き出していた民主主義への歩みも、なканずく統帥権、そしてそれが本来期待されたものとは異なる解釈で運用され憲法上の調整機関もなく、軍部大臣現役武官制のみが立ちはだかり、国家としての決定が出来なくなって政府は、戦争への道を阻止できなかつたのである。

昭和戦前期の民主主義への歩みは、立憲民政党を中心とする政党内閣がその責を果たしていたが、クーデターなどでその歩みを阻害された。その後を継いだ、退役軍人を首班に頂く斎藤内閣、岡田内閣もその道に戻ろうと努力した事実は幾つも伺えるが、結局は実現しなかつた。この様なことから、キーンン検事が「戦前を代表する平和主義者」と呼んだ、若槻禮次郎元首相や岡田啓介元首相、米内光政元首相らや、首相在任中に惜しくも急死した加藤高明元首相、テロの凶弾に倒れた濱口雄幸元首相などの平和指向の政治家は、明治憲法の条規を最大限に運用して、国際協調を図りつつ立憲制による民主主義の完成度を高めることを、確かに目指していたのである。したがって、ロンドン軍縮条約などでの知己により米国などもその点を理解しており、ポツダム宣言でも明言されることになったと思う。

これらのことをやはり将来を担う若者は知っておくべきであると思う。しかしながら、高校教科書では大正デモクラシーの範囲内での記述に留まっている。しかも、文部科学省検定済の教科書であっても、歴史的事実の書き方に違いがあり、その意図の有無は別として取捨選択されていることが、既に述べた様々な検証から見えてくる。この点は教科書検定が憲法違反となっていない証左であろう。

就いては、選定教科書に、幣原協調外交の評価が十分に記述されているのと同様に、当時の民主主義の超先進国の米国と比較すると難もあろうが、昭和戦前期の我が国の民主主義の形成に努力した政治家の実績や社会に与えた影響をもっと大きく取り上げてもらいたいと思う。その理由は、前述した当時の民主主義への不断の努力が、戦後早い段階での民主主義的な多くの政策を、困難を伴わずに受け入れることができた素地となっているからである。とりわけ、憲政の常道としての政党内閣や、それを意識した岡田内閣らの動向、そして何よりも昭和天皇による立憲主義を重んじた明治憲法下での慎重な統治権の行使については、選定教科書をはじめ全教科書において、もっと濃厚な記述が実現できるように議論が高まることを願う次第である。

参考文献

- 文部科学省検定済教科書『改訂版 日本史A』山川出版 2020年
 文部科学省検定済教科書『高等学校 改訂版 日本史A』第一学習社 2020年
 富永健・岸本正司『教養憲法11章』嵯峨野書院 2014年
 池田実『憲法 第2版』嵯峨野書院 2016年
 網中政機編著『憲法要論』嵯峨野書院 2013年
 長谷川日出世『基礎日本国憲法 改訂版』成文堂 2017年
 中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年
 岩井和由『憲法を学ぶ 改訂版』嵯峨野書院 2017年
 現代憲法教育研究会編『憲法とそれぞれの人権 第3版』法律文化社 2017年
 君塚正臣編著『ベーシック憲法第3版』法律文化社 2017年
 西修編著『エレメンタリ憲法（新訂版）』成文堂 2008年
 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年
 米山忠寛『昭和立憲制の再建 1932～1945年』千倉書房 2015年
 小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変 1918～1932』ミネルヴァ書房 2010年
 升味準之助『日本政治史3 政党の凋落、総力戦体制』東京大学出版会 1988年
 板野潤治『日本憲政史』東京大学出版会 2008年
 荒邦啓介『明治憲法における国務と統帥』成文堂 2017年
 渡部昇一『日本内閣史』徳間書店 2015年
 渡部昇一『日本史から見た日本人・昭和編』祥伝社新書 2019年
 戸部良一『昭和の指導者』中央公論社 2019年
 楠精一郎『大政翼賛会に抗した40人』朝日新聞社 2006年
 古川隆久『戦時議会』吉川弘文館 2001年
 吉見直人『終戦史』NHK 出版 2013年
 堀田江理『1941 決意なき開戦』人文書院 2016年
 寺成英成『昭和天皇独白録』文芸春秋 1995年
 迫水久常『大日本帝国最後の四か月』河出書房 2015年
 太田尚樹『駐日米国大使ジョセフ・グルーの昭和史』PHP 研究所 2013年
 読売新聞社編『昭和史の天皇4 玉音放送まで』中公文庫 2012年
 重光葵『昭和の動乱』中央公論 1952年
 百瀬孝『内務省』PHP 新書 2001年
 西修『憲法の正論』産経新聞出版 2019年
 倉山満『東大法学部という洗脳』ビジネス社 2019年
 河西晃祐『大東亜共栄圏』講談社 2016年

参考論文

- 中川直毅『大学教職科目としての日本国憲法講義に関する考察』名古屋芸術大学研究紀要 第40巻 2019年
 中川直毅『日本国憲法の成立過程及び法的争点第9条に係る教育傾向に関する考察』名古屋芸術大学研究紀要 第41巻 2020年
 高橋哲『高等学校「日本史A」教科書における産業革命の記述について』東京大学大学院教育学研究科紀

要 第48巻 2008年

庄司純一郎『日本における戦争呼称に関する問題の一考察』防衛研究所紀要 第13巻 第3号 2011年